

## 人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針（案）に対する意見

一般社団法人日本新聞協会

### 【1（2） 本指針における適正性確保の考え方】

該当ページ数・行番号：3ページ 17～24行、4ページ4～7行

意見：AI事業者等が考慮すべき主な要素として「公正競争」を例示し、「有利な立場を利用した不当なデータの収集を含む不公正な取引が行われないようにする」とした点は極めて重要だ。権利者の意思を尊重し、実効性ある取り組みを進めることができない。また、ここでいう「収集」は、明示的・直接的に契約を結ばないクローラーによるものも含んでいることを確認したい。他方、前提として、「AIに関する資源が集中した場合においても」とあるが、資源に何が該当するか判然としないこともあるため、幅広く捉えられるような表現とすべきだ。

「透明性」の項目では「技術的に可能な範囲での情報の開示」とあるが、AIのブラックボックス化が指摘されていることを踏まえ、「技術的に可能」という要件を削除し、必要か否かでシンプルに判断すべきだ。「アカウンタビリティ」についても制度的、社会的観点から判断することがふさわしく、「技術的」は削除すべきである。

### 【1（3） 適正性確保のための基本方針】

該当ページ数・行番号：4ページ 18行～5ページ8行

意見：「④アジャイルな対応」で指摘されている通り、AIの技術進歩は早く、予見可能性や説明可能性は十分ではないことを踏まえ、「①リスクベースでのアプローチ」においてもAIがもたらすリスクは幅広い視点から評価すべきだ。その際には、知的財産保護に関する十分考慮すべきだ。

### 【2（2） ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた透明性の確保】

該当ページ数・行番号：6ページ 16行～7ページ4行

意見：学習データの透明性の確保は極めて重要だ。他方、「自主的かつ能動的な取り組みを促す」という指針の性格上、実効性の観点から疑問がある。海外事業者を中心に、文化庁「AIと著作権に関する考え方」等を順守せずサービスを開拓するケースが散見される中で、主体的に透明性の確保に取り組む事業者がどの程度あるかは疑問だ。

「合理的な範囲」で説明可能性を確保しているが、開示の範囲が限られる恐れがある。説明の範囲を極力広く確保できるようにすべきだ。脚注で「学習データの開示が求められた際はその必要性を判断して適切に対応する」との記載があるが、どのような対応が「適切」なのか不明だ。事業者側が「必要性を判断する」とした点も実効性の観点から不十分であり、権利者の意思を尊重した対応を促すようにすべきだ。

AI利用者に提供する情報として、「学習するデータの収集ポリシー」が挙げられているが、それだけでは権利者にとっての透明性は確保されない。使用されているデータを権利者が特定できるよう、開示を求められるようにすべきだ。

**【2（5） AI のイノベーションの基盤となるデータの重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮】**

該当ページ数・行番号：7ページ21行～8ページ5行

意見：AI 事業者によるデータの収集・利用に際しては、権利者から許諾を得て適切な対価還元が担保される仕組みが不可欠だが、現状はそのようになっていない。「AI を開発、提供する事業者は、データの利用状況に応じて、知的財産等のデータ保有者等のステークホルダーと、データの適正な活用の在り方等について継続的なコミュニケーションを図る」とした点は妥当ではあるものの、実効性は不明であり、事業者に具体的な対応を促すべきだ。

特に社会的影響力の大きいAI 事業者に限って「方策の検討、実施に努める」としているが、すべての事業者に対応が求められる。記述も「方策を実施すべき」と修正するよう求める。同様の観点から、標題は「配慮」ではなく、「対応」と明記すべきだ。

以上